

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 9 月 30 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大矢地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 30 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・地域の中心となる経営体においては、大型機械の導入・新たな作物の栽培・六次産業化等経営の健全化に努める。
- ・その他の経営体においては、各個別農家の頑張りにより耕作（管理）を実施する。ただし、後継者がなく、個別農家での耕作（管理）が困難となった場合は、地域の中心となる経営体の合意のもと集積を進める。
- ・地域の農業振興のため新規就農者の積極的な受け入れを行う。
- ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を有効に活用しながら、担い手

とともに地域の草刈りや水路管理に努める。